

<プロファイリングの取扱いに関する議論の整理について>

| 項目 | 構成員からの主な意見等 | 対応内容等 |
|---------------------|---|--|
| プロファイリングの定義、一般論について | ・パターン1～3につき、プロファイリングは、プロフィールという明確なデータが形成されるものだけではないため、形成される前提のパターンのみを整理すると抜け漏れが生じる。 | ・プロフィールが作成されない場合についても資料上整理する。 |
| | ・パターン1の場合、個人はプロフィールの形成を認識せず、情報銀行のインターフェースにて初めて、情報提供元による当該プロフィールの形成に気づくことがあり得る。 | ・提供元と個人の間で問題になり得るところ、提供元においては、かかる事実を認識し、リスクは把握したうえで情報銀行と契約するものと思われる。 |
| | ・プロファイリング結果として生成されたデータの性質より、そのデータを何のために使うかが問題。提供先や情報銀行がプロファイリングを行う目的やこれによる意思決定の方法が提供元や個人に伝わるのが大事。 | ・プロファイリング目的や個人への説明が重要であることはご指摘のとおり。もっとも、現状情報銀行にて要配慮個人情報を取り扱えないため、生成されるデータの性質にも配慮する必要がある。 |
| | ・プロファイリングは情報銀行ではなく提供先が行うパターンが多いのではないか。 | ・提供先が行うパターンが多いことも想定されるが、情報銀行が行う事例も存在するため、規律を検討する。 |
| | ・情報銀行が情報の受託者として、顧客のために尽くすことが任務だとすると、情報銀行が独自の利益のためにプロファイリングをする場合、利益相反的な局面が発生する可能性がある。 | ・ご指摘のとおりであるが、指針上、個人情報の利用目的につき、データ倫理審査会が個人の利益に反しないか審査を行うとされ、これにより利益相反回避が期待される。 |
| | ・何かのデータに対してプロファイリングという行為をやること自体を規制するのか、その行為によって下される決断や事業判断という目的に行為規制を求めていくのかをはっきりすべき。 | ・基本的には後者であり、プロファイリングという行為自体を規制するものではないが、情報銀行が要配慮個人情報を取り扱えないことから、要配慮プロファイリングという行為自体に着目した規制も必要となる。 |

第21回検討会における主な意見

| 項目 | 構成員からの主な意見等 | 対応内容等 |
|--------------------------------|---|---|
| <p>プロファイリングの定義、一般論について（続き）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・パターン1から3は、本当に提供先や提供元まで禁止を求めべき話なのか。 ・提供先でのプロファイリングにつき、ソースが情報銀行から提供された場合、ユーザーからの見え方は問題であり、情報銀行が一定の責任を果たしていくべき。 ・プロファイリングの不透明性がデジタル化に対するトラストが形成されない大きな要素であり、その透明性を高めていくことが重要。 ・プロファイリング一般の問題と、情報銀行におけるプロファイリングの規律の問題とが錯綜する部分があり、後者について、情報銀行認定制度の本旨に立ち返り検討すべき | <ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行自体の信頼性に影響するものであるため、現資料に記載の規律を全て取り入れるかはともかく、提供先や提供元へ一定の規律は必要であると考える。 ・ご指摘踏まえ検討していきたい。 ・ご指摘踏まえ検討していきたい。 |
| <p>プロファイリングのリスク</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・プロファイリングのリスクとして、多様性、フィルターバブルの問題を考慮しないのか。 ・リスクについて、権利侵害や不利益の回復困難性、十分な説明を受けられないリスクもあるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己決定権への介入の問題（選好の固定化、選択肢の縮減、セレンディピティの縮減）に含まれると考えられる。 ・権利侵害や不利益の回復困難性についてはバーチャル・スラム問題に類するもの、十分な説明を受けられないリスクはブラックボックス問題に含まれると考えられる。 |
| <p>要配慮プロファイリングについて</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮プロファイリングの定義は、プロフィールというデータが作成されている前提と考えられるので、かかる前提を見直すならば、この定義も見直さなくてはならない。 ・禁止カテゴリーについて、なぜ情報銀行だけこのカテゴリーが禁止になるのか理由がなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状の定義も、対象者に重大な不利益を与えうる可能性のあるプロファイリングという意味では、プロフィールを作成しないものも包含しうる定義と考える。 ・ご指摘のとおりであり、本人起点の情報利活用といった情報銀行制度の趣旨に照らし適当なものを禁止カテゴリーとして指定することになる。 |

第21回検討会における主な意見

| 項目 | 構成員からの主な意見等 | 対応内容等 |
|-------------------------|---|--|
| 要配慮プロファイリングについて (続き) | <ul style="list-style-type: none"> ・P8の例のうち、人事採用、人事考課のための適正能力の予測などは必要なものでもあり、これが要配慮になるとやりにくくなる部分がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮プロファイリングと整理されたものも一律に禁止するのではなく、基本的には透明性を高めるものであって、個人のコントロールビリティを高めようとする情報銀行の制度においては必要な規律と考える。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・人事採用等についてプロファイリングを禁止するのではなく、要配慮プロファイリングをする場合には、就職希望者や、従業員等に対して説明していくということ。ただ、禁止カテゴリーの設定や、使用データの一部を制限することは必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リスクにつき重大性や影響度についても考慮すべきことを追記する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・禁止カテゴリーにつき、個人的利益及び社会的利益に対するリスクについては重大性や影響度も含めて考えていくべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・データ管理者の措置等もガバナンス体制等として重要であることを追記する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・P11でデータ倫理審査会の役割がガバナンス体制の一つと記載されているが、例えばデータ管理者の適切な措置等もガバナンス体制ないし管理体制として考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・透明性確保に加え、禁止カテゴリーや使用・提供禁止データの創設により、事業者側で予めリスク回避することが必要と考える。後半はご指摘のとおり。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・プロファイリングにより本人が知らないデータが生成されうところ、認定指針にて透明性を求めれば足りるか。プロファイリング結果はどういうデータかを示し、プロファイリング結果のデータが把握しにくい場合は、利用目的を本人に示して同意を取ることが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「(工) 説明責任・透明性の徹底」に記載の事項の他、提供が必要な情報については継続した議論が必要である。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・説明責任・透明性と関連して、個人へどのような情報が提供されるべきなのかの検討も必要。 | |

第21回検討会における主な意見

| 項目 | 構成員からの主な意見等 | 対応内容等 |
|-------------------------|--|--|
| 要配慮プロファイリングについて (続き) | <ul style="list-style-type: none"> 個人がプロファイリング結果を使うなど指示した場合の提供先業務への影響次第では、情報銀行からデータをもって業務をすること自体がリスクになりうる。 | <ul style="list-style-type: none"> 提供先事業への影響は考慮すべきであるが、情報銀行の制度においてはやむを得ないリスクと考えられる。提供先は、受領する情報について個人のコントロールが及ぶ場合がある前提で情報銀行と取引に入っており、少なくとも提供先への不意打ちにはならないと考えられる。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 提供先で業務が止まることは避けたいが、情報銀行の目的を考えれば、もし要配慮プロファイリングを本人が認めないのであれば、使用できないとなるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 使用・提供禁止データの具体的内容については引き続き検討したい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 使用・提供禁止データにつき、医療分野ではゲノム情報の活用は当たり前になってきており、一概に遺伝情報を使用・提供禁止データにするのかは便益との関係も含めて検討が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> どのような推認過程を経てレコメンドが成立しているのか、アルゴリズムの検討等が必要となると考えられる。透明性を高めていくことで解決されることが期待されるが、規律の在り方については、引き続き検討する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ゲノムデータは、取扱いを禁止すべきデータの一つとなり得る。ゲノムデータを教育等における評価に使うことは、本人利益になる場合もあれど、社会的に十分な議論がされておらず、まずは議論されるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> 透明性を高め、説明責任を尽くしていくことで対応することとなる考える。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 保険証券データを保険会社等に提供し、保険商品のレコメンドを行うサービスで、疾患の可能性予測をするかにより要配慮プロファイリングかが変わる場合がある。使用データ、個人への便益は同じだが、どう規律し指針の実効性を担保するか。 かかるサービスを個人から見た場合、保険のレコメンドを受けることに同意していても、実際に生命保険等のレコメンドを受けた際、健康状態を予測されたとして不意打ちと感ずる可能性がある。 | |

| 項目 | 構成員からの主な意見等 | 対応内容等 |
|-------------------------|---|---|
| 要配慮プロファイリングについて (続き) | <ul style="list-style-type: none"> ・現在情報銀行では要配慮個人情報扱わないが、プロファイリングにより要配慮個人情報のようなものが発生し、使われれば、ユーザーからは要配慮個人情報が見えるため、何らかの説明や規律が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘踏まえ検討していきたい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮プロファイリングの実施について禁止ではなく、透明化することがアイデアの中心。実施する場合、不意打ちとならないよう本人に説明し、できれば同意を取るという方向性。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘踏まえ検討していきたい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮か一般的なプロファイリングか微妙なものはあり、厳格な線引きは難しい。微妙なものは倫理審査会が判断し、その積み重ねを今後のルールにフィードバックしていく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘踏まえ検討していきたい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・プロフィールの作成を事後的に見た際、ある行為を要配慮プロファイリングとそれ以外に分けることは可能と思うが、情報銀行には何を禁止するか、行為規範を明確にすることが求められる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘踏まえ検討していきたい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・個人にとって、情報銀行にとって、それから提供先にとってどういうメリットがあり、どういう規律を課すのか、その関係を明確にすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘踏まえ検討していきたい。 |
| 指針への追記内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・指針への追記内容にプロファイリングの定義を含め、要配慮プロファイリングと一般的プロファイリングを分けて整理すべき。「利用目的の特定、透明性、データの最小化」は、普通の個人情報についてもすべきもの。要配慮個人情報を推認する等の際は、同意を取得するとしてはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロファイリングの定義等や要配慮プロファイリングの際の同意取得につき記載する。利用目的の特定等については、情報銀行にて、関係者もこれを遵守するよう対応すべきことを規定する。 |

＜令和2年度個人情報保護法改正への対応について＞

| 項目 | 構成員からの主な意見等 | 対応内容等 |
|------------|---|--|
| 仮名加工情報について | ・仮名加工情報は扱うべきでない。仮名加工情報は、本人同意なく利用目的を変更でき、開示請求等の対応が不要。同意を得て利用目的を変更し、開示請求に対応するのが、本人意思を重視し、コントロールビリティを高めた情報銀行のあるべき姿である。 | ・資料2 2 - 3のとおり、一定の条件のもと取扱いを認める方向で考え、規律については引き続き検討することとしたい。 |
| | ・利用目的変更への同意、開示請求への対応規律の上乗せは、本人への連絡禁止義務や識別行為禁止義務により難しい。仮名加工情報ではなく、個人情報として取り扱えば足りる。 | ・上乘セルールについてはご指摘のとおりであり、利用目的の変更への同意や、開示請求への対応は実現困難と考える。 |
| | ・情報銀行は本人から信託を受けてデータを取り扱うものであり、仮名加工情報等の取扱いは必ずしも情報銀行に要請される個人のコントロールビリティを棄損しない。 | ・ご指摘のような側面を踏まえ、一定の条件のもと取扱いを認める方向で検討したい。 |
| | ・仮名加工情報も、一律禁止ではなく、活用可能性も踏まえて検討していくべき。情報銀行で共同利用がなされるかは気になる。 | ・情報銀行において仮名加工情報を取り扱う条件として、共同利用の可否は論点になるものとする。 |
| | ・認定事業者が仮名加工情報を用いるユースケースはまだないが、現段階で仮名加工情報を禁止するのは拙速。法に則り所定の事項の公表をしていくような形がよい。 | ・仮名加工情報について、一定の条件のもと取扱いを認める方向で検討したい。 |
| | ・仮名加工情報につき、利用目的変更のための同意等の省略は情報銀行の本質を考えるとよくないが、情報を仮名加工の形での保持は安全管理措置としてプラスであり、この形での保有を禁止しないことは明確にすべき。 | ・仮名加工情報について、一定の条件のもと取扱いを認める方向で検討したい。 |

第21回検討会における主な意見

| 項目 | 構成員からの主な意見等 | 対応内容等 |
|----------------|--|--|
| 仮名加工情報について（続き） | ・指針に記載しないことの意味を考えると、仮名加工情報の創設は個人情報の規律の規制緩和であり、情報銀行の今のクオリティーと本旨を維持するには、仮名加工情報制度を使わないという記載をすることになる。 | ・仮名加工情報について、一定の条件のもと取扱いを認める方向で検討したい。 |
| | ・仮名加工情報につき、利用目的での明示や、共同利用の禁止を情報銀行に課すこともあり得る。 | ・仮名加工情報について、一定の条件のもと取扱いを認める方向で検討したい。 |
| 個人関連情報について | ・個人関連情報について、個人関連情報を取得して提供するというパターンがあるのかもしれないが、本人の意思に基づいてこれを提供してほしいと来た瞬間に、個人関連情報ではなくなると考えられ、指針には入れにくい。 | ・情報銀行が個人関連情報を取得する場合、通常個人データとして取得すると思われるが、その際、提供元を示すとの規律には意味があり、そのような規律をする観点で指針には記載する必要があると考える。 |
| | ・情報銀行が取扱できるデータソースが増えるため、個人関連情報の取扱いをすべき。個人が自分の情報を登録しなくても利用できるアプリやメディアの事業者が、3rd Party Cookie規制で第三者にデータを売ることが難しくなっている状況で、情報銀行と連携して活用していくことが考えられる。 | ・個人関連情報について、一定の条件のもと取扱いを認める方向で検討したい。 |
| | ・個人関連情報に該当する情報は、これまで事業者のために活用されており、これを個人情報化し、個人のために活用することは、情報銀行こそが取り組むべきこと。提供先となる情報銀行がどのように同意を取るのかも含めて、模範となる先進事例になる。規律自体は、個人情報法のままでよい。 | ・個人関連情報について、一定の条件のもと取扱いを認める方向で検討したい。 |

第21回検討会における主な意見

| 項目 | 構成員からの主な意見等 | 対応内容等 |
|------------|--|--|
| 個人関連情報について | <p>・情報銀行から取得依頼が来た際、その本人と同一の個人に関する情報と同定できるのか。3rd Party Cookieのようなものがないとき、どのように個人関連情報を情報銀行の個人情報とひもづけるのか。</p> | <p>・基本的には3rd Party Cookie、IDFA、AAIDといった識別子を用いることになると考えられるが、同定の方法については検討の必要があると考える。</p> |
| | <p>・個人関連情報に関しては、3rd Party Cookieや、IDFA等様々な手法で情報銀行が取得し、個人情報とひもづけて個人がコントロールできるようにするというユースケースを考えている。提供元を明記するようにすべき。</p> | <p>・個人関連情報について、一定の条件のもと取扱いを認める方向で検討したい。</p> |
| 開示請求について | <p>・保有個人データの開示請求につき、コントロールビリティを高める観点から、本人に対して情報を返す点にも上乘せがあつていい。できる限り無償にし、データのフォーマットも、他の事業者でも使いやすくして渡すよう推奨してはどうか</p> | <p>・開示を無償とすることについては、他の制度との関係等も考慮する必要があり、今回は記載を見送る。他の事業者でも使い易いデータフォーマットについては、記載を追加する。</p> |
| その他 | <p>・情報銀行事業者の創意工夫の意欲を削がず、また、事実上の参入障壁としないため、できる限り規制や規律は抑制的にすべき。共同規制的な枠組みを生かして、具体的なユースケースが見えてきた段階で問題となるケースを洗い出し、その都度指針を改定すべき（プロファイリング、令和2年改正の双方）。</p> | <p>・安全性は維持しつつ、必要以上の規律とならないよう注意して進めていきたい。</p> |